

「鎌倉市消費生活条例」の改正素案概要に対する意見公募手続(パブリックコメント)に係る意見概要一覧と市の考え方

実施期間:令和2年(2020年)9月30日から10月29日まで
 公募結果:7通 14件

番号	意見概要	考え方
1	改正素案について、基本的には今必要なことでありその意義を認めます。しかし、事業スキームによく表れているように「市民目線」に立った表現は全く表示されていないことは従来の行政の隙間を埋めようとしている今回の改訂が不発になる心配が極めて大きいと考えます。 障害のある人や高齢者がどのようにして市役所や支所などにアクセスしているのか、パソコンもスマホも使えない人たちがどのように守るかの視点を付け加えて考えて欲しいと思います。	今回の条例改正では、市が事業者、関係行政機関及び福祉に係る団体等とネットワークを構築し、市民に身近な民生委員等の見守り活動を通じて、消費者被害の未然防止のための注意喚起や相談窓口等の情報を提供するとともに、必要に応じて関係機関につなげることで市民の暮らしを守っていくことを考えています。 消費者被害に遭われている方や生活困窮に陥っている方の中には、困っていることを誰にも相談できない方や被害に遭っている意識すらない方がいることから、このネットワークにより、日頃の活動や生活の中から気づいた「異変」を市に情報提供していただくことを考えています。このネットワークが効果的に機能するように努め、いただいた御意見にある「障害のある方、高齢の方及び情報機器に不慣れな方」など、誰一人取り残すことがないよう取り組んでまいります。
2	「鎌倉市くらし見守りネットワーク等事業スキーム」の中に、自治会・町内会が含まれていません。そもそも、ご近所同士がしっかりとつながりを持ち、自治会・町内会の活動が活発であるならば、高齢者や障害者等の生活弱者が悪徳事業者や詐欺等の被害に遭いにくいのではないかと思います。 従いまして、事業スキームの中に自治会・町内会等の地域の任意団体も参加できるようにし、あわせて自治会・町内会の活動が活発になるような施策を施しつつ、これらの団体が生活弱者にとっての身近な支援窓口として行政や専門団体に協力できるように指導や育成をお願いしたいと思います。	条例により構築する鎌倉市くらし見守りネットワークは、市が事業者、関係行政機関及び福祉に係る団体等と連携し、日々の活動の中から消費者被害等の発見・支援につなげていくものです。御意見にあります自治会・町内会等の団体につきましては、御負担になることも想定されたためこのネットワークに含めることを見送りましたが、すでに消費者被害の未然防止等に取り組んでいただいている団体もあることから、協力をいただける地域については、参加することができるよう修正いたします。また、あわせて自治会・町内会の活動が活発になるような啓発活動にも努めてまいります。
3	消費生活条例から市民のくらしをまもる条例(仮称)に改められること、名は体を現す。消費のみでなくくらし全般について弱者のみまもりをして下さる由、有難い事と存じます。構成課も広く担当されて、それが連続して下されば安心でございます。 一寸気掛かりなのは「要配慮市民」となった者が周囲から差別を受けることないか?と考えます。	この条例は、くらし全般についての見守りではなく、消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民及び生活困窮者の早期発見・把握に努め、適切な支援につなげ、市民のくらしを守ることを目的としています。 鎌倉市くらし見守りネットワークにより市が提供を受けた「要配慮市民」に関する情報は、個人情報であることから、その取扱いについては、厳格に行います。また、「要配慮市民」に関する情報は、「消費者安全確保地域協議会」、「庁内包括的支援協議会」以外に提供・公表等に提供することはありません。(同ネットワークを構成する事業者にも提供はいたしません。) なお、「要配慮市民」という表現につきましては、寄せられた御意見を参考に「見守り対象者」と修正することといたしました。
4	昭和50年6月に「鎌倉市市民のくらしをまもる条例」として制定され、その後平成17年に「消費者保護法」が「消費者基本法」に改正されたのを機に、本条例も見直され、その名称も惜しまれつつ「鎌倉消費生活条例」に改正された経緯をつぶさに経験した者として、今回再び「鎌倉市市民のくらしをまもる条例(案)」へと改正されることに深い感銘を覚えます。今まであまりなじみのなかったこの条例が市民の身近な存在となり、市、事業者、市民のみんながその意義を理解し、市民のくらしの安定及び向上に資することを期待します。 現行条例では、目的に「市民の消費生活に関し、市民及び事業者の責務等を明らかにするとともに」と記載されていますが、素案ではこの文言がありません。この部分は「消費者基本法」や各自治体の「消費生活条例」の根幹をなす部分と考えます。この部分の明記を要望します。	目的につきましては、消費者基本法と重複していた部分があったことから「市民の消費生活に関し、市及び事業者の責務等を明らかにするとともに」という部分を削除したのですが、これにつきましては、いただきました御意見を踏まえ、削除した部分をあらためて目的に追加いたします。
5	市の責務について、「市民の意見の反映」という文言が単なる文言で終わらないよう、市民意見が施策に反映され、具体化されることを切望致します。	いただきました御意見も踏まえ、引き続き消費者施策に取り組んでまいります。
6	「要配慮市民」にシングルマザーやシングルファーザー、若年成人も対象にしていただきたい。また要配慮市民が差別の対象にならないよう、配慮されたい。	条例では、消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民及び生活困窮者を「要配慮市民」と定義しています。そのため、状況によっては、ひとり親や若年成人も「要配慮市民」の対象となります。 鎌倉市くらし見守りネットワークにより市が提供を受けた「要配慮市民」に関する情報は、個人情報であることから、その取扱いについては、厳格に行います。また、「要配慮市民」に関する情報は、「消費者安全確保地域協議会」、「庁内包括的支援協議会」以外に提供・公表等に提供することはありません。(同ネットワークを構成する事業者にも提供はいたしません。) なお、「要配慮市民」という表現につきましては、寄せられた御意見を参考に「見守り対象者」と修正することといたしました。
7	「くらし見守りネットワーク」、「消費者安全確保地域協議会」、「庁内包括的支援協議会」、それぞれが有機的、効率的に機能することを希望致します。	いただきました御意見も踏まえ、消費者施策の推進に取り組んでまいります。
8	本パブリックコメントの締め切りは令和2年10月29日とのことですが、「広報かまくら」への掲載は10月15日号。また市のホームページの「お知らせ欄」には表示がありません。また、再開した鎌倉市生涯学習センター(きらら鎌倉)ロビーへの配架も考慮して頂きたかったと思います。さらに鎌倉は市東部地区の住民にとり、市政情報入手に便利な施設です。今後のためにも意見募集周知方法についてご再考下さい。	9月30日から開始いたしました本意見公募手続の周知につきましては、市のホームページ(トップページ)の「市政に参加しよう」のコーナーにパブリックコメントの掲載を行うとともに、広報かまくら10月15号に掲載していました。また、鎌倉市生涯学習センターにつきましては、令和2年10月1日から再開しておりますが、本意見公募手続の開始時点で再開前であったことから実施を見送ったところです。 意見公募手続を実施する際はその周知に努めておりますが、今後は鎌倉市生涯学習センターも含め更なる周知に努めてまいります。
9	市政が条例どおり実行されるためには、結果を検証する規定が必要ではないでしょうか。条例を生かすためにも、そのような規定を設けてください。	市が実施する消費者施策は、現行の消費生活条例第16条に規定する鎌倉市消費生活委員会にその計画や実施報告を行い、意見を伺っているところです。条例改正により、新たに取り組む施策とともに、従来からの施策も含め、改めて検証方法について、同委員会で協議を行ってまいります。
10	「鎌倉市消費生活条例」は一般市民は、目を通してはないと思います。各家庭に配布されているのでしょうか? いずれにせよ近年詐欺まがいの被害が特に多いので何とかしてほしいです。時々オレオレ詐欺注意の広報車が来ますが…聞き逃しがありますので立派な詐欺防止のチラシ並び町内会又は民生委員の方々や直接年寄りの世帯を訪問して説明の方が効果があると思います。戸建てには70才世帯が半分以上を占める町内会が多いと思います。	鎌倉市消費生活条例をはじめとした市の条例・規則等につきましては、市ホームページで公開するとともに、条例の趣旨や施策をわかりやすく紹介するパンフレット等を作成し、市民の方々に配布するなど、その普及啓発に努めています。消費生活条例に関しても、消費者被害の未然防止等を図るため、消費者被害の相談先等について、わかりやすい刊行物等を配布するなど、その周知に努めているところです。 条例改正で新たに設置するくらし見守りネットワークを効果的に活用し、見守りとともに、注意喚起のための情報提供も積極的に行ってまいります。
11	(仮称)「鎌倉市市民のくらしを守る条例」では、高齢者や生活困窮者を含めて広く対応するための内容となり期待しています。ただ、条例の中で、見守りや支援活動で民間事業者への依頼や関係行政機関、福祉関係団体などに協力要請で「個人情報含む」と書かれています。個人情報については、十分な注意と配慮をすべきと考えます。 今後は市民にすぐ役立ち、活用できるようにこの条例を広報はもとより、様々な機会を通じて、知らせて欲しい。	個人情報の取扱いにつきましては、要配慮市民を把握、又は支援につなげていく上で必要なものと考えています。しかし、御意見のとおり、その扱いについては厳格なものでなければなりません。そのため、今後、条例の運用に当たっては、規定に基づき個人情報を扱うこととなりますが、その取扱いにつきましては細心の注意を払ってまいります。 また、条例等取組の周知につきましては、「広報かまくら」等の紙媒体、市ホームページ等の電子媒体、及び協力事業者や福祉の関係団体等との連携の中で様々な機会を捉えながら周知に努めてまいります。
12	素晴らしい条例とは思いますが、これを生活困窮者にどう伝えるのでしょうか。うまく伝わらないと「絵に描いた餅」になるのではないのでしょうか。	条例等取組の周知につきましては、「広報かまくら」等の紙媒体、市ホームページ等の電子媒体、及び協力事業者や福祉の関係団体等との連携の中で様々な機会を捉えながら周知に努めてまいります。また、条例改正により新たに設置するくらし見守りネットワークにより、日頃の活動や生活の中から見守りや支援に繋げていくことを考えており、このネットワークを効果的に機能させることで、誰一人取り残すことがないよう取り組んでまいります。
13	「見守る」とありますが、どうやって見守るのか具体策が示されていないと思います。困窮者が自発的にSOSを出せる様な施策が欲しいです。そして、受け取ったSOSに対して、しっかり救済できる事を切に願います。	条例改正により新たに設置する「鎌倉市くらし見守りネットワーク」は、本人がSOSを発信できなかったり、自分が困難な状況にあることに気が付いていない方などを、同ネットワークの構成員が、日々の活動や生活の中でゆるやかに見守り、必要に応じて市に情報提供いただくことで、その状況を把握し、支援につなげるというものです。このネットワークを効果的に機能させることで、誰一人取り残すことがないよう取り組んでまいります。 また、現行の相談窓口もさらに相談しやすい相談窓口になるよう心掛けるとともに、引き続き相談窓口の存在を広く発信してまいります。
14	生活困窮者が高齢者だけのように受け止められます。子ども・DV被害者・困窮の若者こそ目を向けてほしいです。「市民のくらしをまもる条例」なので、高齢者だけではないはずです。	条例では、消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民及び生活困窮者を「要配慮市民」と定義しており、高齢者に限定しているものではありません。御意見を踏まえ、運用に当たっては、わかりやすい周知に努めてまいります。 また、「鎌倉市くらし見守りネットワーク」を運用していくなかで、虐待やDV等に関する情報の提供があった場合は、必要に応じて適切な相談窓口につないでまいります。 なお、「要配慮市民」という表現につきましては、寄せられた御意見を参考に「見守り対象者」と修正することといたしました。